

65歳以上の方へ

4月からの介護保険料のお知らせ

市では3年に一度、介護保険料基準額を算出しています。4月からの保険料についてお知らせします。



介護保険制度とは

介護保険は、社会全体で高齢者の介護を支え合う制度です。40歳以上の方は被保険者(加入者)として、介護保険料を納め、介護が必要と認定された時に介護サービスを利用できます。

第1号被保険者

65歳以上の方



第2号被保険者

40～64歳の方



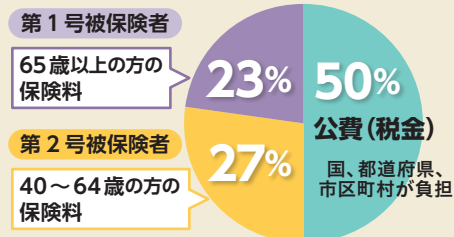
介護保険料と財源

65歳以上の方は、65歳になった月(1日生まれの方は前月)の分から、健康保険料とは別に居住する市区町村へ介護保険料を納めることとなります(65歳以上の方の介護保険料は市区町村が決定します)。

40～64歳の方の介護保険料は、加入している健康保険の保険料と併せて健康保険の保険者(健康保険組合など)へ納めます。

介護保険の財源の内訳(令和6～8年度)

※このほかに利用者負担分があります



令和6～8年度の介護保険料

※令和6年度の年間の介護保険料は、7月中旬頃に個別に送付する決定通知書でお知らせします

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとの事業計画において、市の介護サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決定しています。

令和6～8年度の基準額の算定式

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{戸田市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%}}{\text{戸田市に住む65歳以上の方の人数}}$$

所得段階	対象となる方	基準額に乗ずる調整率	年額保険料	
第1段階	生活保護受給者	0.285	22,000円	
	老齢福祉年金受給者			
第2段階	本人が住民税非課税者	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合算額が80万円以下の方	37,500円	
第3段階		80万円超、120万円以下の方		
第4段階		120万円超の方		
第5段階		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合算額が80万円以下の方		0.80
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が	80万円超の方	基準額	
第7段階		120万円未満の方	1.20	92,800円
第8段階		120万円以上210万円未満の方	1.30	100,600円
第9段階		210万円以上320万円未満の方	1.50	116,100円
第10段階		320万円以上420万円未満の方	1.70	131,500円
第11段階		420万円以上520万円未満の方	1.90	147,000円
第12段階		520万円以上620万円未満の方	2.10	162,500円
第13段階		620万円以上720万円未満の方	2.30	178,000円
第14段階		720万円以上1,000万円未満の方	2.40	185,700円
第15段階		1,000万円以上1,250万円未満の方	2.50	193,500円
第16段階		1,250万円以上1,500万円未満の方	2.60	201,200円
第17段階	1,500万円以上2,500万円未満の方	2.80	216,700円	
	2,500万円以上の方	3.00	232,200円	

※合計所得金額は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です

65歳以上の方の介護保険料の支払方法

年金が年額18万円以上の方

年金の支払い月(偶数月)に合わせて天引きされます。

年金が年額18万円未満の方

市から納付書を送付します。納付書や口座振替でお支払いください。また、一部のスマートフォン決済アプリ(PayB、PayPay、LINE Pay、au PAY、FamiPay)でも納付可能です。

詳しくはこちら

